

Let's study!

# ジェネリック医薬品



病院で処方せんを受け取り薬局で薬を処方してもらうときは、ジェネリック医薬品を選んでみませんか？ 薬剤師さんに相談してみてね。

**ジェネリック**を選ぶですがどうしますか？

ジェネリックって??

〇〇薬局

効き目は新薬と同じで、国の審査をクリアした安全な薬ですよ

でも、子どもがのむものだから不安で...

**のみやすく工夫**されています！

では、ジェネリックをお願いします

体調に変化があったらご相談ください

ジェネリックにしたら、のみやすくなったね！

おじいちゃんもジェネリックにしたよ

帰宅後...

## 1 ジェネリック医薬品ってなあ～に？

### ジェネリック医薬品とは...

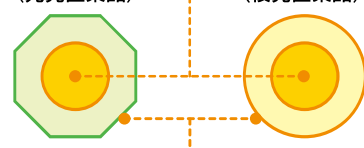
- 新薬の特許期間が終了した後に製造・販売される
- 開発費が安くすむから、価格も安くなる
- 国の定めた厳しい品質基準で承認されている

### 品質・有効性・安全性は同等

同じでなければいけないところ

有効成分の種類・量

新薬 (先発医薬品)      ジェネリック (後発医薬品)



違っていてもよいところ

添加剤・形・大きさ・色・味など

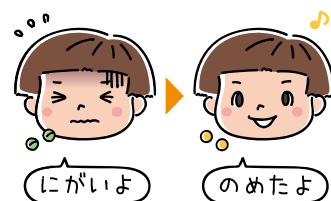
## 2 のみやすく工夫された薬もある！

錠剤の大きさを小さくしてのみやすく

錠剤がのみにくい人はゼリー状や液状に

間違っのまないように文字や色で工夫

味にもおいも形も改良されてのみやすくなった！



## ACTION 処方せんをチェックしてみよう！

病院でもらった処方せんを見て確認！

| 処方せん |               |
|------|---------------|
| 変更不可 | 〇〇〇錠 5mg 1錠   |
| 処方   | 【般】〇〇〇〇錠 10mg |
|      | 1回 1錠         |

変更不可の欄に「✓」や「×」がない薬

医薬品名の前に【般】と書かれてある薬

ジェネリック医薬品に変更できます

※新薬のすべてにジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の治療上の方針で、ジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。

保険証や診察券、お薬手帳にジェネリック医薬品希望シールを貼って意思表示をしましょう。

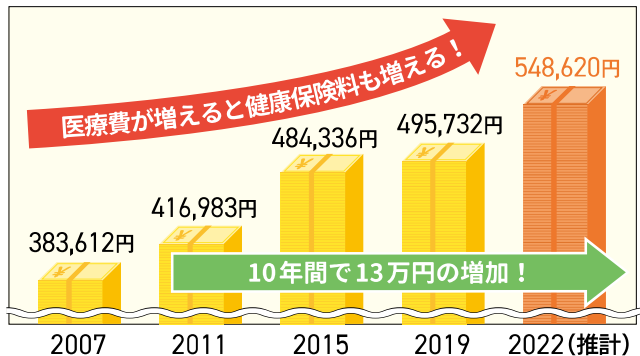
Q

どうしてジェネリック医薬品をすすめるの？

A

増え続ける医療費を抑え、健康保険料の上昇を抑えるためです

被保険者1人当たりの年間健康保険料負担額【健保連作成】



さらなる高齢化と現役世代の減少が進行するなか、とくに2022年度から医療費が急増！

**健康保険料がこれ以上増えたら困ります！**

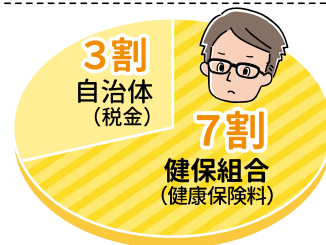
健保組合は、みなさんから**健康保険料**で運営されています。医療費が増加すると、健保組合の財政も苦しくなり、健康保険料を引き上げざるを得ず、みなさんの負担が増えてしまいます。



## 子どもの医療費はタダではありません

会計のときに病院窓口での支払いがないことから、子どもの医療費はタダと思っていませんか？ 子どもの医療費は**7割**を健保組合、**3割**を自治体が負担しています。※みなさんの**健康保険料**と**税金**でまかなわれていますので、ジェネリック医薬品で医療費節減に努めましょう。

※義務教育就学前は、8割を健保組合、2割を自治体が負担しています。



健保組合は、国の認可を受けて公的医療制度の運営を行っている団体です。

かけがえのない皆保険制度維持のために、かけがえのない子どもたち次世代のためにわたしたちもできることから始めてみませんか

ジェネリック医薬品をもっと知りたい方は…



かんじゃさんの薬箱

処方されたジェネリックを検索できます。▶▶▶



日本ジェネリック製薬協会

ジェネリックについて学べます。▶▶▶



## お役立ち情報

### こども医療でんわ相談 #8000

URL <https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>

夜間や休日に子どもの病気で迷ったときは、全国同一の短縮番号「#8000」をプッシュすれば、小児科医や看護師などの専門家に電話で相談できます。

※受付時間は都道府県により異なりますので、くわしくは厚生労働省のホームページで確認してください。

#8000



### お薬手帳を活用しましょう

いつ、どんな薬をもらったかを記録する「お薬手帳」は、薬局で無料でもらえます。お薬手帳を薬局で提出すると、のみ合わせや処方の重複などもチェックしてもらえます。



### こどもの救急

URL <http://kodomo-qq.jp/>

生後1カ月から6歳までを対象に、夜間や休日に子どもが病気になったとき、病院などを受診すべきか判断する目安となります。厚生労働省研究班および公益社団法人日本小児科学会が管理・運営するサイトです。

